

(社) 日本産業カウンセラー協会が ADR (裁判外紛争解決手続) 認証 認証 ADR 機関として「対話促進型」モデルの調停へ

社団法人日本産業カウンセラー協会

社団法人日本産業カウンセラー協会は、「裁判外紛争解決手続=ADR」(Alternative Dispute Resolution) について、9月22日に法務省の認証を取得しました。9月現在、ADR認証を受けている全団体の中で、「対話促進型」の調停モデルを採用している数少ないケースとなります。

ADR (裁判外紛争解決手続) とは、仲裁、調停、あっせんなど、裁判所の裁判以外の手段で、公平と認められた第三者が紛争当事者間に入って和解に関与する紛争解決の方法のことです。職場のいじめ、名ばかり管理職、社員間格差、セクハラ・パワハラなど、職場をめぐる問題が増える中、職場の問題に詳しい産業カウンセラーが、カウンセリング機能を生かして紛争解決手続きに関わっていくことで、当事者にとってより納得性が高く、しかもリーズナブルな解決に資することができるという認識のもと、昨年からの申請手続きを進めてきたものです。

当協会による ADR の特徴は大きく 2 点あります。

一つは、現在認証されている 20 団体のうち、「対話促進型調停モデル」を採用している数少ない団体であることです。ADR は、裁判の長期化、裁判に伴うコストや当事者間のしこりなど、裁判による解決の短所をカバーすることができるのが大きな利点ですが、“カウンセリング機能を生かした調停”によって、当事者にとってより納得性が高く、しこりの少ない解決を見込んでいます。

もうひとつは、ADR の趣旨が法的紛争解決であることから、法的助言をはじめ弁護士との連携をとりながら調停業務を行います。調停の現場つまり当事者間の話し合いの場に同席するのは、基本的に、弁護士ではなく産業カウンセラーのみとなることです。他の 19 団体の調停では、常に弁護士の同席がありますが、当協会は、弁護士の直接的な関与ではなく、最小限の関与とすることで、「当事者間が対話しやすくなること」「当事者間の“気持ち”に寄り添った調停を行うこと」を重視したものです。

当協会が扱う紛争は、「個別労働関係の紛争」と「男女間の関係の維持・調整に関する紛争」に特化しています。現在の認証団体のうち、「個別労働関係の紛争」を扱うのは当協会のほかに 2 団体、「男女間の関係維持・調停に関する紛争」を扱うのは、当協会だけです。

ADR 事業の開始に伴い、相談者のカウンセリングに加え、実際の職場での紛争解決サポートまで、踏み込めることになり、公益法人である当協会の社会貢献領域の拡充に資するものと認識しています。

協会内に設けている「ADR センター」(5月13日設立、安藤一重センター長)を通じ、申し立ての受付を行うほか、利用方法についても、ホームページなどを通じ、働く方々の利用を広く呼びかけていきます。

<参考>

- ・ 「ADR（裁判外紛争解決手続）」とは
仲裁、調停、あっせんなど、裁判所の裁判以外の手段で、公平と認められた第三者が紛争当事者間に入って和解に関与する紛争解決の方法のこと。裁判の長期化、裁判に伴うコストや当事者間のしこりなど、裁判による解決の短所をカバーすることができる“古くて新しい紛争解決方法”として、近年注目が集まり、2004年にADR法（「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」）が成立し、昨年4月1日に施行。同法により、法務大臣による認証制度により、公益法人や民間事業者が、紛争解決事業者として、和解等の仲介に入ることができる。
経営者、勤労者の誰でも、ADR開始の申し立てを行うことができ、申し立てによってADR開始、相手方の応諾により、調停日時が設定され、手続き開始となる。
- ・ 「ADR認証」取得のメリット
 - ① 「認証民間調停機関」であることを独占して表示できる。（ロゴマークの使用可）
 - ② 弁護士でなくとも報酬を得て和解の仲介ができる。（弁護士法第72条の適用除外）
 - ③ 「時効の中断」効果
 - ④ 訴訟手続の中止可能
 - ⑤ 調停前置主義の例外
- ・ 「ADR法」による認証取得事業者
 - 日本スポーツ仲裁機構（JSAA）
 - 大阪弁護士会
 - 財団法人家電製品協会
 - 財団法人自動車製造物責任相談センター
 - 京都弁護士会
 - 大阪土地家屋調査士会
 - 社団法人日本商事仲裁協会
 - 愛媛県土地家屋調査士会
 - 横浜弁護士会
 - 社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
 - 財団法人全国中小企業取引振興協会
 - 愛知県弁護士会
 - 京都府社会保険労務士会
 - 神奈川県司法書士会
 - 日本証券業協会
 - 財団法人東京都中小企業振興公社
 - 全国社会保険労務士会連合会
 - 財団法人ソフトウェア情報センター
 - 社団法人日本産業カウンセラー協会
 - 兵庫県弁護士会

計 20 事業者（2008 年 9 月現在）

本件に関するお問い合わせ先

社団法人日本産業カウンセラー協会 ADR センター 担当：小山（おやま）TEL:03-3438-1298
株P&I 担当：大原／富樫 TEL:03-5689-0445 FAX:03-5689-0455

E-mail: press@counselor.or.jp